

船舶事故調査（漁船第八大演丸転覆）について
(経過報告)

令和7年12月18日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和7年1月6日、茨城県鹿島港東方沖において発生した船舶事故（漁船第八大演丸転覆）（以下「本件船舶事故」という。）について、令和7年1月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本事故調査については、本件船舶事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本事故調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本件船舶事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

令和7年1月6日01時55分頃、茨城県鹿島港東方沖において、まき網漁の操業中、漁船第八大演丸（以下「本船」という。）が転覆し、沈没した。

本船は、乗組員2人が死亡し、令和7年12月18日現在、3人が行方不明となっている。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和7年1月6日、本件船舶事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査、関係者からの口述聴取、本船を含むまき網漁船団の航跡、まき網漁に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

網船である本船は、漁労長を兼務する船長ほか19人が乗り組み、探索船及び運搬船と共に合計3隻の船団（以下「本船団」という。）を形成し、いわしを対象魚とする1そうまき網漁の目的で、鹿島港東方沖の漁場に向けて、茨城県北茨城市大津港を出港した。

本船団は、1箇所目の漁場に到着して操業を行い、その後、南西進して2箇所目の漁場に移動して操業を開始した。

本船は、投網を行った後、漁網で魚群を大きく巻き、続いて右舷船尾側に設置された揚網機により揚網作業を開始したところ、漁網が大きな下向きの力で緊張する状態となつた。そして、船体が右舷側に傾いた後、そのまま転覆し、沈没した。

(図1 参照)



図1 事故発生場所概略図

(2) 本船の主要目

総トン数	80トン
長さ×幅×深さ	38.20m×7.40m×2.78m
船質	鋼
機関	ディーゼル機関1基
出力	669kW
推進器	4翼可変ピッチプロペラ1個
進水年月	平成12年8月
用途	大中型まき網漁業（網船）
最大搭載人員	船員24人

(写真1 参照)



造船会社提供

写真1 本船（建造時に撮影）

（3）人の死傷

死亡2人、令和7年12月18日現在、行方不明3人

（4）船舶の損傷

本船は、転覆した後に沈没した。

（5）気象・海象

事故発生場所の南西方約25kmに位置する銚子地方気象台における観測値及び気象庁の日別海面水温の解析値は、次のとおりであった。

1月6日02時00分 天気 曇り、平均 風向 西南西、風速 1.4m/s、

気温 5.1°C、

海水温 約17～18°C（鹿島港東方沖）

4. 今後の調査

本件船舶事故の原因及び本件船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明し、同種事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、本船が転覆した経緯など、更なる事実情報の収集、転覆に関するメカニズムの解析、関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本件船舶事故の原因等の調査を進める。